

各府省デジタル・ガバメント中長期計画の全体像

中長期計画は、各府省がデジタル・ガバメントの実現を目的として、今後5年の計画期間に、行政サービス改革、プラットフォーム改革、ITガバナンスの3つの観点から、何を、いつまでに、どう実施するのか、具体化した計画

中長期計画の基本構成

デジタル・ガバメント
が目指す姿

すぐ使えて、簡単、便利、
最初から最後までデジタル
で完結する行政サービス
の実現

高度なサービスの前提と
なる各組織のサービスや
データをつなげる仕組み、
取り決めの整備

これらの取組が自発、
積極的に推進される
組織運用、環境作り、
文化醸成

現状と課題、計画の目的など

利用者中心の行政サービス改革

プラットフォーム改革

価値を生み出すITガバナンス

個別サービス改革の詳細、46,000手続の見直しの検討状況、全情報システムのクラウド化、オープンデータ化の検討のロードマップなど、3つの観点の裏付けとなるデータ集

横断的サービス改革(業務改革(BPR)の徹底、約46,000の行政手続について、制度の見直し、オンライン化の徹底、オンライン利用促進、添付書類撤廃)、
府省個別サービス改革(事故証明、無線、税、電子調達、在留資格、旅券、年金、雇用、特許、自動車)

サービス・データの標準化、保有データ100%オープン化、API整備、クラウドサービス利用、各種情報連携基盤の整備・運用、府省共通システム拡充、個別情報システムの改革(コスト削減等)

推進体制の整備、省内ITガバナンス強化、人材育成・確保、情報セキュリティの確保、デジタルワークスタイル変革、計画の評価・改定

デジタルファースト法案の検討状況

- 「IT新戦略の策定に向けた基本方針」（平成29年12月12日IT本部・官民データ活用推進戦略会議決定）や、「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定）に基づき、**業務改革（BPR）の徹底とデジタル化の推進**により**利用者中心の行政サービスを実現**する必要。このため、現在、内閣官房において「**デジタルファースト法案**」の検討を行ない、**オンライン化の徹底及び添付書類の撤廃**について取組を進めているところ。
- 平成29年度に実施した「行政手続等の棚卸」の結果や現在実施しているヒアリングで把握した事項を踏まえつつ、法案の内容の検討を実施中。

<法案の主な内容（検討中）>

① 行政手続のオンライン化の徹底

- ✓ 行政手続のオンライン原則
- ✓ 本人確認手法のデジタル化

② 添付書類の撤廃

- ✓ 行政機関間の情報連携等による添付書類の省略
- ✓ 添付書類のデジタル化

③ デジタル化を実現するためのシステム整備等

- ✓ オンライン化及び添付書類の撤廃のためのシステム基盤の整備
- ✓ システム整備に当たってのAPIの整備及び活用
- ✓ デジタル化に当たってのデジタル・デバイドへの配慮